

神奈川県告示第 24 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から次のとおり使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成 27 年 1 月 23 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 起業者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

2 事業の種類

横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第 7 号相鉄・東急直通線

3 手続が開始される土地

横浜市神奈川区三枚町字帷子坂、字八反町及び字西ノ脇並びに菅田町字川向及び字根廻地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市神奈川区総務部区政推進課